

2008年2月27日

各 位

会 社 名 アルファホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 西野 直之
 (JASDAQ コード番号 6633)
 問合せ先 広報室長 天野 美穂
 (TEL. 03-5793-8800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2008年2月27日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2008年3月25日開催予定の第1期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 株主の権利行使の手續に関する事項を株式取扱規程で定めることができるよう、現行定款第8条を変更するものであります。
- (2) 当社は、当社の会計監査人であったみすず監査法人の解散および辞任等の一連の問題から監査を万全に期すため、定款の定めにより2法人による共同監査体制をとっております。優成監査法人および一時会計監査人である新日本監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となることを機に、当社の監査体制として、新日本監査法人単独でも十分であると判断し、共同監査体制から単独監査体制に変更したく、現行定款第27条の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) 第8条 当会社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱、その他の株式に関する諸手續およびその手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第8条 当会社の株主の権利行使、株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱、その他の株式に関する諸手續およびその手数料は、 <u>法令または本定款のほか</u> 、取締役会の定める株式取扱規程による。
(会計監査人) 第27条 当会社の会計監査人は2法人とする。	(会計監査人) 第27条 当会社は会計監査人を置く。

以 上